

私 債 権 放 棄 調 書 (総 括 表)

債 権 の 名 称 (担 当 部 署)	債 権 の 額	債 権 の 件 数	ペー ジ 番 号
市営住宅使用料 (建設部建築住宅課)	110,000 円	2 件	1
水道料金(上下水道部上水道課)	296,579 円	113 件	2
亀山市立医療センター使用料・手数料 (地域医療部病院総務課)	299,579 円	7 件	11
合 計	706,158 円	122 件	

債 権 放 棄 調 書

債 権 の 名 称 市営住宅使用料
担 当 部 署 建設部建築住宅課

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
1	90,000 円	令和5年3月31日	平成30年7月1日	徴収停止の措置をとった日から一年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	亀山市民
2	20,000 円	令和5年3月31日	平成31年4月1日	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第 8条第1項第5号)	債務者	亀山市民
計	110,000 円					

債 権 放 棄 調 書

債権の名称 水道料金
 担当部署 上下水道部上水道課

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
1	2,860 円	令和5年3月31日	平成30年 4月～平成30年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
2	540 円	令和5年3月31日	平成30年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
3	908 円	令和5年3月31日	平成31年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
4	9,118 円	令和5年3月31日	平成30年11月～平成31年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
5	2,860 円	令和5年3月31日	平成30年 4月～平成30年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
6	712 円	令和5年3月31日	平成30年 9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
7	1,285 円	令和5年3月31日	平成30年 4月～平成30年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
8	2,860 円	令和5年3月31日	平成30年 4月～平成30年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
9	1,436 円	令和5年3月31日	平成30年 4月～平成30年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
10	1,436 円	令和5年3月31日	平成30年 4月～平成30年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
11	4,640 円	令和5年3月31日	平成30年 4月～平成30年 9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
12	712 円	令和5年3月31日	平成30年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
13	4,729 円	令和5年3月31日	平成31年 1月 ~ 平成31年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
14	1,620 円	令和5年3月31日	平成30年12月 ~ 平成31年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
15	1,792 円	令和5年3月31日	平成30年 4月 ~ 平成30年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
16	1,313 円	令和5年3月31日	平成31年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
17	1,068 円	令和5年3月31日	平成30年 8月 ~ 平成30年 9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
18	2,136 円	令和5年3月31日	平成30年12月 ~ 平成31年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
19	1,424 円	令和5年3月31日	平成30年 5月 ~ 平成30年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
20	712 円	令和5年3月31日	平成30年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
21	7,742 円	令和5年3月31日	平成30年 4月 ~ 平成30年 11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
22	6,963 円	令和5年3月31日	平成30年 6月 ~ 平成30年 10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
23	1,460 円	令和5年3月31日	平成30年 9月 ~ 平成30年 10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
24	4,762 円	令和5年3月31日	平成30年10月 ~ 平成31年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
25	810 円	令和5年3月31日	平成30年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
26	2,860 円	令和5年3月31日	平成30年 4月～平成30年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
27	712 円	令和5年3月31日	平成30年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
28	7,809 円	令和5年3月31日	平成30年 8月～平成31年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
29	9,216 円	令和5年3月31日	平成31年 1月～平成31年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
30	1,662 円	令和5年3月31日	平成31年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
31	1,424 円	令和5年3月31日	平成30年10月～平成31年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
32	4,996 円	令和5年3月31日	平成30年 4月～平成30年 10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
33	1,792 円	令和5年3月31日	平成30年 4月～平成30年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
34	5,696 円	令和5年3月31日	平成30年 6月～平成31年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
35	2,201 円	令和5年3月31日	平成31年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
36	1,080 円	令和5年3月31日	平成30年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
37	4,414 円	令和5年3月31日	平成30年 4月～平成30年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
38	3,292 円	令和5年3月31日	平成31年 2月 ~ 平成31年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
39	2,090 円	令和5年3月31日	平成30年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
40	6,886 円	令和5年3月31日	平成30年 4月 ~ 平成30年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
41	712 円	令和5年3月31日	平成31年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
42	3,216 円	令和5年3月31日	平成30年 4月 ~ 平成30年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
43	9,987 円	令和5年3月31日	平成30年 6月 ~ 平成30年 12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
44	5,647 円	令和5年3月31日	平成30年10月 ~ 平成31年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
45	712 円	令和5年3月31日	平成31年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
46	1,757 円	令和5年3月31日	平成30年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
47	1,792 円	令和5年3月31日	平成30年 4月 ~ 平成30年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
48	2,920 円	令和5年3月31日	平成30年 5月 ~ 平成30年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
49	1,080 円	令和5年3月31日	平成30年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
50	3,847 円	令和5年3月31日	平成31年 2月 ~ 平成31年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
51	1,868 円	令和5年3月31日	平成30年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
52	3,185 円	令和5年3月31日	平成30年 4月～平成30年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
53	3,185 円	令和5年3月31日	平成30年 4月～平成30年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
54	1,760 円	令和5年3月31日	平成30年 4月～平成30年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
55	6,220 円	令和5年3月31日	平成30年 9月～平成30年 10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
56	540 円	令和5年3月31日	平成30年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
57	1,080 円	令和5年3月31日	平成30年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
58	1,890 円	令和5年3月31日	平成30年 4月～平成30年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
59	2,136 円	令和5年3月31日	平成30年 9月～平成30年 11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
60	810 円	令和5年3月31日	平成30年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
61	1,080 円	令和5年3月31日	平成30年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
62	1,080 円	令和5年3月31日	平成30年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
63	1,068 円	令和5年3月31日	平成30年 9月～平成30年 10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
64	8,655 円	令和5年3月31日	平成30年 7月 ~ 平成31年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
65	540 円	令和5年3月31日	平成30年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
66	1,104 円	令和5年3月31日	平成30年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
67	2,504 円	令和5年3月31日	平成30年 4月 ~ 平成30年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
68	1,104 円	令和5年3月31日	平成30年 9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
69	712 円	令和5年3月31日	平成30年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
70	1,080 円	令和5年3月31日	平成30年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
71	1,620 円	令和5年3月31日	平成30年 9月 ~ 平成30年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
72	3,142 円	令和5年3月31日	平成30年12月 ~ 平成31年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
73	712 円	令和5年3月31日	平成30年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
74	356 円	令和5年3月31日	平成31年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
75	1,424 円	令和5年3月31日	平成31年 2月 ~ 平成31年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
76	1,080 円	令和5年3月31日	平成30年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
77	5,209 円	令和5年3月31日	平成30年 4月 ~ 平成30年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
78	1,080 円	令和5年3月31日	平成30年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
79	356 円	令和5年3月31日	平成30年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
80	4,517 円	令和5年3月31日	平成30年 8月 ~ 平成30年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
81	1,080 円	令和5年3月31日	平成30年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
82	1,080 円	令和5年3月31日	平成30年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
83	2,504 円	令和5年3月31日	平成30年 4月 ~ 平成30年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
84	810 円	令和5年3月31日	平成30年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
85	2,700 円	令和5年3月31日	平成30年 4月 ~ 平成30年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
86	810 円	令和5年3月31日	平成31年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
87	2,430 円	令和5年3月31日	平成31年 2月 ~ 平成31年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
88	2,920 円	令和5年3月31日	平成30年10月 ~ 平成30年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
89	810 円	令和5年3月31日	平成31年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
90	2,540 円	令和5年3月31日	平成30年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
91	3,867 円	令和5年3月31日	平成30年 5月～平成30年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
92	712 円	令和5年3月31日	平成30年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
93	1,264 円	令和5年3月31日	平成30年 6月～平成30年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
94	712 円	令和5年3月31日	平成30年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
95	7,587 円	令和5年3月31日	平成30年7 月～平成31年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
96	3,952 円	令和5年3月31日	平成30年11月～平成31年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
97	3,105 円	令和5年3月31日	平成30年 4月～平成30年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
98	712 円	令和5年3月31日	平成31年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
99	5,938 円	令和5年3月31日	平成30年 5月～平成30年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
100	356 円	令和5年3月31日	平成30年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
101	5,895 円	令和5年3月31日	平成30年 6月～平成30年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
102	712 円	令和5年3月31日	平成30年5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
103	540 円	令和5年3月31日	平成30年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
104	2,896 円	令和5年3月31日	平成30年 4月 ~ 平成30年 9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
105	1,792 円	令和5年3月31日	平成30年 4月 ~ 平成30年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
106	1,424 円	令和5年3月31日	平成30年10月 ~ 平成31年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
107	2,319 円	令和5年3月31日	平成30年 9月 ~ 平成30年 10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
108	2,136 円	令和5年3月31日	平成31年 1月 ~ 平成31年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
109	4,429 円	令和5年3月31日	平成30年 8月 ~ 平成30年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
110	8,138 円	令和5年3月31日	平成30年 5月 ~ 平成30年 9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
111	1,080 円	令和5年3月31日	平成30年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
112	1,424 円	令和5年3月31日	平成31年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
113	3,110 円	令和5年3月31日	平成31年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
計	296,579 円					

債 権 放 棄 調 書

債 権 の 名 称 亀山市立医療センター使用料・手数料

担 当 部 署 地域医療部 病院総務課

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
1	3,758円	令和5年3月31日	令和元年5月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者	四日市市民
2	2,116円	令和5年3月31日	令和元年5月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者	四日市市民
3	22,820円	令和5年3月31日	令和元年5月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者	四日市市民
4	257,234円	令和5年3月31日	令和元年5月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者	四日市市民
5	4,579円	令和5年3月31日	令和元年6月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者	四日市市民
6	4,536円	令和5年3月31日	令和元年6月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者	四日市市民
7	4,536円	令和5年3月31日	令和元年7月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者	四日市市民
計	299,579円					